その届出及び添付書類を縦覧に供 第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 します。 以下 法 とい います。 次のとおり公告し、 第六条

奈良県産業 意見を述べる理由を記載 た書面に、 なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、 令和六年三月一 氏名及び住所 • 観 光 雇用振興部産業振興総合センタ 日 した書面を添えて、 (団体にあっては、 団体名、 令和六年三月一日から同年七月一日までに 代表者の氏名及び所在地) に到着するよう提出 意見の内容を記載 してください 並びに

奈良県知事 山 下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ならファミリー

所在地 奈良市西大寺東町二丁目四一

二 変更のあった事項

大規模小売店舗にお 11 て小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ 0

ては代表者の氏名

(変更前) 届出書添付 別紙 小売業者 覧 (変更前) \mathcal{O} とおり

(変更後) 届出書添付別紙小売業者 覧 (変更後) のとおり

三 変更年月日

届出書のとおり

四 届出年月日

令和六年二月十三日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

成元年三月奈良県条例第三十二号) 令和六年三月 日日 から同年七月一 日まで。 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。 ただし、 奈良県の休日を定める条例 伞

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで